

再意見書

平成23年3月4日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 515-0031

住所 みえけんまつさかしおおつちょう三重県松阪市大津町731-6

氏名 まつさかけーぶるテレビすてーしょんかぶしがいしゃ松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社

代表取締役社長 なかむら としお中村 敏雄

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

弊社は、会社設立当初から地域に根ざし、地域住民の声を聞きながらブロードバンドユーザの裾野を広げてまいりました。また、公共インフラ設備へのブロードバンド回線の提供により、住民サービスの一翼を担ってまいりました。その経験から申し上げますと、光の道構想ではNTT東西の加入光ファイバの取扱いが主な論点となっておりますが、そのことに議論が集中し過ぎているのではないかと考えます。

例を挙げますと、ブロードバンドを普及させるためには、パソコン等の機器の取り扱いに明るくない層に対しブロードバンドの便利さ、必要性を理解してもらうことが必要であり、特にそのような方々には、機器の設定やトラブル対応からブロードバンドの利活用方法までのトータルサポートが必要になります。また既利用者層につきましても、ブロードバンドサービスの提供事業者間での競争に勝ち抜くため、より多くのサービスを創出していくことが求められています。光ファイバ等の物理的取扱や、その料金面ばかりが議論されておりますが、一番大切なことはユーザーにブロードバンドの必要性を認識してもらい、利活用の幅を広げていくことだと考えています。

ユーザーに対して、低料金でブロードバンドサービスを提供することの必要性は十分感じておりますが、サービスの価格競争に集中するあまり、全てを合理化していくこととなり、ユーザーのニーズにマッチしたサービスを提供できなくなるのではないかと危惧しております。弊社のような地域密着の事業者でも、ユーザサポートを省略した低価格サービスだけが主流になってしまい高齢者をはじめとする未利用者層の方々にきめ細かなサービスが提供できなくなり、結果としてブロードバンドの普及が遅れるという事態になるのではと考えています。

特に、今回の意見募集に関する資料の中に、NTT東西の加入光ファイバの「分岐回線単位」で接続料を設定する件がありますが、価格と効率性ばかりを重視し過ぎてしまうのではないかと危惧しております。こうした方法をとる事業形態では、光の道構想の実現への貢献は難しいものと考えます。

以上